

午前10時 0分開議

○議長（増田 清君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

---

◎委員長報告・質疑・討論・採決

○議長（増田 清君） 日程により、昨日、総務文教委員会に付託いたしました議第67号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第68号 平成19年度下田市一般会計補正予算（第4号）、議第69号 平成19年度下田市介護保険特別会計補正予算（第2号）、議第70号 平成19年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第3号）、議第71号 平成19年度下田市水道事業会計補正予算（第3号）、以上5件を一括議題といたします。

これより、総務文教常任委員長、土屋雄二君から委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。

4番。

〔総務文教常任委員長 土屋雄二君登壇〕

○総務文教常任委員長（土屋雄二君） 総務文教常任委員会の審査報告書。

本委員会に付託された議案は審査の結果、次のとおり議決すべきものと決定したので報告いたします。

記。

1. 議案の名称。

- 1) 議第67号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。
- 2) 議第68号 平成19年度下田市一般会計補正予算（第4号）。
- 3) 議第69号 平成19年度下田市介護保険特別会計補正予算（第2号）。
- 4) 議第70号 平成19年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第3号）。
- 5) 議第71号 平成19年度下田市水道事業会計補正予算（第3号）。

2. 審査の経過。

11月14日、第1委員会室において、議案審査のため委員会を開催し、当局より糸賀総務課

長、磯崎上下水道課長の出席を求め、説明を聴取の上、慎重に審査を行った。

なお、委員会での委員の質疑等の発言の要旨は会議録記載のとおりである。

3. 決定及びその理由。

1) 議第67号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

2) 議第68号 平成19年度下田市一般会計補正予算(第4号)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

3) 議第69号 平成19年度下田市介護保険特別会計補正予算(第2号)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

4) 議第70号 平成19年度下田市下水道事業特別会計補正予算(第3号)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

5) 議第71号 平成19年度下田市水道事業会計補正予算(第3号)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

以上です。

○議長(増田 清君) ただいまの総務文教常任委員長の報告に対し、質疑を許します。

2番。

○2番(藤井六一君) 問題が問題だけに、ほかにも質問をされる方があろうかと思っておりますので、私は二、三点だけ委員長にお伺いしたいと思います。

昨日の議案説明の中で、るる説明がありまして、また質問もありまして、大方のものは出ていたと思いますが、そうしたことを踏まえて、委員会の中で時期をずらすという、そういう発言があったのかどうか、まずその点、第1点からいきたいと思います。

それから財源の問題、昨日の質疑の中でも出ておりましたんですけれども、861万円、これは予算の中でという、昨日はそういう当局の説明がありました。限られた予算の中で新規に歳出、要するに支出が出るということは、どこかを削らなければ、何かを犠牲にしなければ捻出できないと思うんです。その点、どういうところを、その861万円に相当のを、どう

いうところを削って、どういうところを犠牲にして、そういうような議論があったのかどうか、その点伺わせていただきます。

それから、この給与の問題なんですけれども、反対のために私が言っているわけではないんですけれども、職員、10%カットというので何年か前、大きな問題になっておりましたですね。職員も市民と痛みを分かち合っしてほしいという、そういう大きな前提の上に立って議論が進められ、職員もその時点では協力したと思うんです。痛みを分かち合う、今回その言葉は何か忘れられてしまったように思いますけれども、そういう議論があったのかなのか、お伺いをします。

以上、とりあえず。

○議長（増田 清君） 委員長。

〔総務文教常任委員長 土屋雄二君登壇〕

○総務文教常任委員長（土屋雄二君） 最初の時期をずらすということについて、議論があったかという問題につきましては、議論に至りませんでした。

財源の中で、新たな支出、何かを削らなければならないというようなことですが、委員会では、財政と人件費という問題で、苦しいから給料を減らすということではおかしいので、長期的な戦略を立てるべきだというような意見が出ました。

それについて、権限の移譲で官が必要でなければ、アウトソーシング等で施設の統廃合も考えていかなければならないと。近く、公共施設に耐震ラベルを張るようなことになり、平成27年までには耐震をクリアするように年内中に計画を立てるというようなことです。

職員と市民の痛みを分かち合うということなんですけれども、要するに市民感情的な問題でよろしいでしょうか、これは。

〔「両面から」と呼ぶ者あり〕

○総務文教常任委員長（土屋雄二君） 両面から。

委員会では、市内の景気も盛り上がりせず大変厳しい時期であるが、職員給与は平成18年度に平均9.5%、平成19年度には平均7.7%の給与カットを行い、ラスパイレス指数も85.8と県下の市町では一番安い状態が続いている現状であり、また下田市は、過去から人事院勧告による給与改正が行われてきた経過もあり、今回の改正は1級、2級職の若年層の初任給を中心とした改定であるということで、委員会ではやむを得ないということで、全員一致で決定いたしました。

市民と特別これは労使協議で職員組合の了解を得ておるということで、職員も十分そ

う部分は気づいておると思います。

それから、職員については積極的にあいさつなどの対応をし、市民から信頼される行政になるように、努力していくように指導するという当局からの意見がありました。

以上です。

○議長（増田 清君） 2番。

○2番（藤井六一君） 用意してきた優等生の答弁という感じを受けるんですけども。

今、18年度9.5%、19年度7.7%と説明ありましたけれども、こういうようにカットしておきながら、そのときは市民も大変苦しんでいるんだから痛みを分かち合おうじゃないかというところでカットしておきながら、今度はいろいろな対応を考えているから値上げするんだ、どこか大きな矛盾があるんじゃないでしょうか。

それから、今、対応ということで伺っているがちょっと思いついたんですけども、つい最近のことで、下の窓口で納付に行った市民が、大変怒って私のところに寄ってくれたんですけども、「対応が非常にまずい。市役所こんなことでいいだろうか」と。いろいろ話を聞いていってみますと、何か学校で予防接種を受けるのに、子供の母子手帳がなければできない。この方は東京からこちらの方に移ってきて、ちょっと事情のある家庭で母子手帳がないんだそうです。それに対してその対応に出た職員が「おたくのことで非常に迷惑しているんですよ」と開口一番言われたんだそうです。いろいろなやりとりがあって、何か2日間にわたってやりとりをしたらしいんですけども、その父兄の人が「じゃ、結構です。もう私の方で、自分の方で何とかしますから」と言ったら、「そうしていただければ助かります」と言ったというんです。これを聞いて、私も確かに憤りを感じました。そんなことでいいのか。

今、この給与をベースアップする理由の中に、対応を考える、きのうの当局の説明の中にも、徹底させる、ありましたけれども、現実にそういうことが行われているんです。市民の人たちが、これはたまたまその一人から聞いたんですけども、そのほかにもいろいろな意味での不信感、たくさんあるんです。

そういう中で、この議論はやはり行われてほしかった。また議論していきたいんじゃないのか、そういう背景の中で今、私も質問しているわけなんですけれども、もう一点、財源という中で減債積立基金を取り崩して財源に充てておるようなんですけれども、この点について委員会で何か議論があったでしょうか。その点、伺います。

○議長（増田 清君） 委員長。

〔総務文教常任委員長 土屋雄二君登壇〕

○総務文教常任委員長（土屋雄二君） 初めのカットと値上げというお話ですけども、今度の場合は、職級が1級と2級の若年層の初任給を上げるというようなことが一番のテーマでありまして、また労働基本権等で一定の給料を保たないとモラルハザードに影響し、若い人の応募が現在も減ってきているようです。それで人材確保することがとても難しくなっているのです、政策立案や調整能力のあるよい人材を得るためにはやむを得ないと。

それから、市民の怒っている分については、後ほど担当の課長に申し伝えておきます。よろしいですか、それで。

それで、減債積立金の10万5,000円の補てん、この水道事業の関係ですね。この問題が非常に難しく、この4条というのは人件費と事務費が入っておりまして、減債積立金と利益余剰金があり、今までずっとこういう出費に対しては減債積立金で対応してきたということです。

人件費の2人分のうち、4条分は資産をふやしたもので、水道会計では資産増をしたときに自己資本金を増す経理処理をしたと。それで給料分の現金預金が減少なので、それに対応するために減債積立金を使用したということことなんですけれども、資産の方に10万5,000円を投入して、同じ10万5,000円を今度資本の部で自己資金の方にも投入をし、現金が少なくなったから現金預金から44万6,000円を差し引き、減債積立金に10万5,000円から引いて当年度純利益から34万1,000円を減らしてやりくりしたという、とてもわかりにくい説明ですみませんが、そういう説明です。

○議長（増田 清君） 2番。

○2番（藤井六一君） 説明を聞いて、なおわからなくなりました。

そんな細かなことは要らないんです。減債基金とは一体何なんだということなんです。

ここに減債基金条例、設置目的、市債の償還に必要な財源を確保し、もって将来にわたる市財政の健全な運営に資するため、下田市減債基金を設置する。これに尽きると思うんです。

条文の中で、繰りかえ運用という、第5条、1行これは入っておりますけれども、減債基金の積み立てというのは、給料が足りなくなったときに補てんするために、流用するために設置してあるものではないと思います。

下田市もあと何年か後に、今の借金を200億円以下にしたいということで、非常に無理な形の改革プランを立てて押し進めておりますね。そういうためにこの減債基金というのはあ

るんだと思うんです。給料に引き当てるためにあるんじゃないと思います。それがいいのか悪いのかと今ここで論じたところでしょうがないんですけれども、考え方の問題として、そこまでをして、この今回の引き上げがなぜ行われなければならなかったのか、その点について聞きたいがために、今、余分なことを言っているんですけれども、そうした観点からの議論はなかったでしょうか。

○議長（増田 清君） 委員長。

〔総務文教常任委員長 土屋雄二君登壇〕

○総務文教常任委員長（土屋雄二君） この減債積立金については、先ほどのわかりにくい説明の内容を調べるのが精いっぱい、その議論には至りませんでした。

○議長（増田 清君） 2番。

○2番（藤井六一君） お後が控えているようですので、終わります。

○議長（増田 清君） ほかにありませんか。

9番。

○9番（増田榮策君） ただいまの水道会計の人件費に係る問題について、これは歳出の補正額44万6,000円、これを当年度利益分の34万1,000円またプラスして減債積立基金10万5,000円で行うものですが、本来ならば、この減債積立金を使ってまでも支払わなければならないような状況にあるわけですね、現在水道会計が、現時点では。

12月に、なおかつ水道料、下水道の値上げもしようとしているわけです。そういったときに、果たして、この水道会計見たら、やりくりをしている中で、さきの手当とかボーナスを給料の改定をしてから、料金値上げを後から持ってくるのはいかがなものかと、市民感情からいっても。そういう面から言えば、この水道会計の減債積立金というのは、あくまでも今までの起債の償還を目的にして積立金をしているものじゃないかと思いますが、その点、なぜこれを使わなければならないのか、根本的な理由は何か、そのまず第1点をお聞きします。

2点目は、今度の給料の改定では、期末手当、要するにボーナス及び勤勉手当、これの改定だという話してございますが、この勤勉手当とかあらゆる諸手当というのは、基本給に付帯した、要するに使用者側から見れば、将来にわたって負担の少ないような格好で基本給を上げる制度だと私は思うんです。この勤勉手当とは何ぞや。要するにこの勤勉手当はどういう根拠でつけているのか、その辺を、2点目をお聞きします。

3点目は、先ほどもちょっと触れましたが、やはり現在の下田市の財政再建の再建途中の中で11月9日、伊豆新聞にも大きく載っているとおり、市長さんの言葉として、「重い市債

の財政負担、ぜひ職員も、これに対しては市民同様職員も苦しい状況に耐える覚悟をと訴えた」とあります。これは立派だなど、市長さんとしてこういうふうに訴えて、財政再建も本格的に取り組んでいるんだなど、こういうふうに私もこの新聞の記事を見て思ったわけです。みんなも労使一体協力してそういう体制にしてるんだと。そのやさき、ボーナス、勤勉手当ということで給料の改定があるということは、やはり市民感情からいって、いささか異例ではなかったのかと。その点、委員会では現在の改革の状況、そして下田市の財源、要するに下田市政の財源の問題、そういう問題の中から果たしてそういったような、職員の給料まで改定するような余裕があるのかと、そういうような議論があったかないのか、お聞きします。

○議長（増田 清君） 委員長。

〔総務文教常任委員長 土屋雄二君登壇〕

○総務文教常任委員長（土屋雄二君） 減債積立金のなぜ使ったんだということについては特段の議論には至りませんでした、使えるお金がそれしかなかったというような……。

〔発言する者あり〕

○総務文教常任委員長（土屋雄二君） 水道事業のことはい……。

勤勉手当というのは、忠実に労に務めた人にねぎらいだと思います。違いますか。

財政再建に財源の余裕があるかと。220億円くらいの市債があるわけで、決して楽ではありませんが、先ほども述べましたように、人事院勧告ということで今までの給与体系をつくらせてきたという部分がありますので、それに準じたということです。

以上。

○議長（増田 清君） 3番、補足説明。

○3番（伊藤英雄君） 減債積立金なんですが、減債積立金、文字どおり読めば、借金を減らすために積み立てを行っていると、これが減債積立金の本来の趣旨であろうかと思えます。

ただ、水道会計は長年にわたり、この減債積立金の性格をやや違ったふうに使っております。人件費が44万6,000円増加をするわけであります。そのうち2名分10万5,000円については水道事業を維持運営していく費用ではなくて、資産を形成する費用であるということで、10万5,000円については当期の利益の減少にならないと。つまり人件費がふえれば、その分利益が減少しますということなんです、33万1,000円については人件費がふえたんで当期利益を減少させましたと。10万5,000円については資産がふえたんで、当期利益の減少はしませんと。企業会計ではそこのところは、要は、利益を当期利益だと利益の積み立て分を取り崩してそこに充てるということで、本来であれば、利益剰余金を減らして、給料分だけそ

この利益の積み立てを減らして合わせるんですが、水道事業会計では過去、利益剰余金を減らした経理処理をしていたことがあるんだそうです。しかしその当時、議会での議論になり、利益剰余金を減らさずに減債積立金を減らす方がいいだろうという、当時の議会の議論があって、現在は利益剰余金をゼロにして減債積立金でそこを調整するという、過去の議会での議論の経緯があったんだそうです。今回、委員会では、しかし減債積立金の本来の趣旨からいけば、ここで調整するのはおかしいんじゃないかという議論があり、水道課長の方は、過去の経緯があるんで即答はできないけれども、もう一度課内で相談をして対処するようにしたいと、この旨の説明を受けました。

市民感情、財源の問題についてですが、当局のるる説明を受けたわけではありますが、これから予算を編成するんですが、予算を編成するに当たっては、各課からのいろいろな要望事項が当然出てきます。その要望事項の中から真に必要なものを絞っていく作業をするわけです。真に必要なものを最低限絞っていく中で、支出の項目、そこから今回の給与の値上げ分がどれに対応するかというのは、個別な対応は不可能なんです。つまりその分を減らせという議論があるのではなくて、来年度どれだけ必要なのかという議論を積み立てていく中でバランスをとるという予算の組み立てをやっていますから、個別のこの予算はこれで削る、これだけ削るという議論にはならないわけです。

もう一つ、市民感情については、委員会の中でもやはり配慮すべきだろうということがありました。ただ、議論を整理しなければならないのは、痛みを市職員とともに分かち合うという議論と、もう一方では、人勧に対する対応をどうするのかと、この2つの観点が必要だろうと思います。

人勧については、過去下田市では人勧を極力尊重する中でやってきた経緯がある。人勧によって給与を引き下げるときには、やはり同じように給料を引き下げた。給料を引き下げるときだけやって、給料を引き上げるときはやらないというようなことは、やはり市職員に対する対応、あるいはこれまでの人勧に対する対応、あるいは今後の人勧に対する対応も含めて配慮するなら、人勧については尊重すべきであろうということでもあります。

一方で厳しい財政、市民とともに痛みを分かち合う市職員のありようについては、集中改革プランで示されていたように、引き続いて市職員の給与カットを来年度以降も行う、そのことによって市職員の市民とともに痛みを分かち合うことは実現されるのであろう、ここでは市職員が痛みを分かち合うという議論と、人勧に対する対応をどうするのかという、この2つの観点から議論を進めていった経緯の中で、やむを得ないものと認めたものであり

ます。

○議長（増田 清君） 9番。

○9番（増田榮策君） この企業会計では、要するに利益と人件費は一体だということは、これはもう当然当たり前のことをございます。なぜなら、人件費が高くなれば利益は少なくなるんです。人件費が少しでも安くなれば利益は上がるというような、そういうような一体性もあるんで、ここではこういう手法をとっていますけれども、減債積立金で補てんするということは、いささか少し違和感があるのではないのか、本来ならば、要するにそれだけの利益の剰余金があったら、予備費なりそういうもので補てんすべきではないのかと、こういうふうに思うわけです。

なおかつ、この今の水道会計では……。

〔発言する者あり〕

○9番（増田榮策君） だから、私はこの減債積立金で補てんするのはちょっとおかしいと、そぐわないのではないのかと、こういうふうに思います。

それとあと、委員長は、勤勉手当、全くわかっていないんじゃないのかと。勤勉手当とは何ぞやと。ここに今、横に委員がいますけれども、そんなことはやらなかったと、こういうふうに不規則発言していますけれども、勤勉手当とは何ぞやということをもう一度お伺いします。

○議長（増田 清君） 委員長。

〔総務文教常任委員長 土屋雄二君登壇〕

○総務文教常任委員長（土屋雄二君） 議論いたしませんでした。

意味はどうだというような質問でしたので、そういうふうな答弁をしました。

〔発言する者あり〕

○総務文教常任委員長（土屋雄二君） 委員会では審議に至りませんでした。

○議長（増田 清君） ほかにありませんか。

5番。

○5番（鈴木 敬君） 幾つか質問させていただきます。

まず、委員会において先ほどから全員一致というふうなことでしたけれども、審査の結論において、これ本当に全員一致だったのか、それとも異論、反論そのようなものは一切なかったのか、批判的な意見等々一切なかったのか、委員会の質疑、そのような点からどうだったのかということをもっとお聞きします。

次に、きのうの本会議においても私質問しまして、そのときに勤勉手当のことも質問したんですけれども、特にこのような財政下において期末・勤勉手当、ボーナス的な性格のあるものを増額するのはいかがなものか、そういう市民感情をどのように考えるかというようなことは、きのうの本会議においても質問しましたけれども、そのような本会議での質疑は一切委員会においてはなされなかった、というのは、本会議で聞くような質問を委員会においては全く議論の対象とならなかったというふうなことなのか、その点を次にお聞きします。

それとあと、今回の給与改定の骨子というのは、要するに人勧に基づいていると。8月4日の人事院勧告に基づいて下田市も給与アップ、給与改定をするんだというふうなことでございますけれども、8月4日の人勧においては幾つか出されていて、民間給与との格差0.35%を埋めるため、初任給を中心に若年層に限定した俸給月額を引き上げをするというのが1点です。

これらに係る扶養手当の引き上げをするというのが2点目にあります。そして、19年度の地域手当支給割合にさかのぼり、地域手当を支給する、フォローアップを上げようというふうなことがあります。それと期末・勤勉手当（ボーナス）の引き上げ0.05%、それと最後に、給与構造改革の一環としての専門スタッフ職俸給制の新設、要するに専門スタッフを設けなさいというふうなこと、これらが人勧の勧告案としてあります。

これを下田市は全部やるわけではないと。その中でも、下田市としてできるものをやるというふうな、それが基本的な下田市の対応だと思います。特に、地域手当なんていうのは今現在ないわけですから、これは対象にならないと。また専門スタッフ新設も現実的な今の下田市には課題とはなっていないというふうなことだろうと思います。

それで、現実的に今回人勧に基づく下田市の対応の対象となったのは、要するに初任給を含めた若年層1、2級の人たちの俸給アップです。それと、1人につき扶養手当を6,000円から6,500円にすると。それが何人でもそういうふうにするというふうなこと。それと勤勉手当。

私は、若年層の給与アップに関しては賛成であると、扶養手当に関しても賛成であると認めます。しかし、勤勉手当は、この下田市の財政においてはちょっといかがなものかと、市民感情を通っても、官からというふうなことを言いましたが、そこら辺の、何でもかんでも人事院勧告のとおりにはやらねばならないというふうなことではないし、基本的な人事院勧告の骨子は押さえながらも、下田市としてできることできないことというふうな取捨選択があつて当然だと思います。ここら辺の議論はなされなかったのかどうなのかというふうなこと

を次にお聞きします。

それと勤勉手当について、一切議論なされてないということですので、次の質問はむだかもしれませんけれども、ことしの19年3月の議会において人事院勧告に基づいた4.8%の給与の構造改革、4.8%減というふうなことがなされました。そのほかにも課長職の手当を5万円の定額制にするだとかいろいろなされました。その一環として勤務実績の給与への反映の促進ということがうたわれまして、勤勉手当への実績反映の拡大、そのために勤務評定、要するに市職員の勤務をできるだけ公平に評価して、それを勤勉手当の方にも反映させなさいというふうなことも言われております。それも3月の議会において議論されていると思います。

ところが、市の方はまだ評価する制度、仕組みができていないと。でき次第勤勉手当の方に反映させるというふうな、3月の議会における議論があったと思いますけれども、そこら辺のところ、勤勉手当を正確に反映するための勤務評定の仕組み、それができたのかできなかったのかというふうなところの議論も、当然なされていなかったということですね。

以上についても、とりあえずお聞きします。

○議長（増田 清君） 委員長。

〔総務文教常任委員長 土屋雄二君登壇〕

○総務文教常任委員長（土屋雄二君） 最初の委員会が全員一致で決定はしたんですけれども、市内の景気もなかなか盛り上げてこないのというような発言はありました。完全に無視したわけではありません。

勤勉手当の議論については、至りませんでした。

それから、今度の人事院勧告に対して分けて考えるというような考え方がほとんどなかったということです。期末手当と個々に分散して議論するというような方法がちょっとなかったということです。

○議長（増田 清君） 5番。

○5番（鈴木 敬君） もう1点、職員にこの間ずっと給与削減で大きな負担を強いてきたと。特に、私の知る限りにおいても17年11月にやっぱり同じような人勧に基づく給与の改定がなされまして、そのとき俸給を0.3%引き下げると。扶養手当も配偶者に対して500円下げると。それと同時に、そのときにも勤勉手当の0.05%のアップというふうなこともされました。期末勤勉手当が4.4月から4.45月に引き上げられたと思います。そういうふうなこともなされています。以降にも18年3月からいわゆる集中改革によって10%カット、実際には9.5%、

19年度には7.7%給与カットされましたというふうな中で、職員も大きな負担を強いられているというふうなこと、それで何とか市の職員もそれぞれ家族も抱えていますし、市の職員が全力で市政推進していくために、でき得るものは上げていきたいというふうな気持ちもわかります。そういうふうなこともわかりますけれども、負担を強いられているのは職員ばかりではなくして、市民もこの間ずっと負担を強いられてきているわけです。国保の値上げだとか、介護の値上げだとか、各種公共施設の利用料金だとか、あるいは幼稚園の授業料だとか、いろいろ負担も強いられています。またこれから先、水道料金、下水道料金等々、また公共料金の値上げ等も予定されています。

そのような中で、市民も何とか必死になってその負担に耐えようと思って頑張っております。職員も負担を強いられています。市民も負担を強いられています。そのようなことは委員会においては議論なされなかったんですか、それをお聞きします。

○議長（増田 清君） 委員長。

〔総務文教常任委員長 土屋雄二君登壇〕

○総務文教常任委員長（土屋雄二君） 公共料金の値上げについては、12月の議会というふうな話聞いていますが、まだ議論には至りませんでした。

それで、市民の負担もいろいろ上がってくるということは重々我々も感じておるわけで、そういうことを踏まえた上で、やむを得ないという委員会の結論に至りました。

○議長（増田 清君） ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（増田 清君） これをもって総務文教常任委員長に対する質疑を終わります。

ご苦労さまでした。

これより各議案について討論、採決を行います。

まず、議第67号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対の意見の発言を許します。

9番。

〔9番 増田榮策君登壇〕

○9番（増田榮策君） 今回の給料の値上げについては、私はいささか異例ではありますが、反対するものでございます。

今のこの下田の市中の景気、下田市内は相次ぐホテル、旅館等の民事再生、または倒産等

があるわけですが、なおかつまだ閉鎖のうわさもあるわけですが。そういった中で、下田市は約200億円からの起債があるわけですが、再建途中でございます。きょうの伊豆新聞のコラムの欄にも熱海市の財政再建が載っておりましたが、やはり同じような財政の悩みを抱えている熱海市でさえも、職員と行政と一体となってこの財政再建に取り組んでいるということがあるわけですが。

今、下田の実質公債費は20%を超える起債の制限も受けている中で、今まで介護保険、国民健康保険、そしてごみ袋の改定、市民の負担をますます高くしているわけですが。そういった中で来月は下水道や水道の値上げ、こういったものも控えているわけですが。また、先ごろの伊豆新聞にも、市長は、市民同様、職員にも大変苦しい状況に耐え得る覚悟を訴えたわけですが、10日もたたないうちに職員の給料を値上げするということに対して、市民の感情はいささか、私は、非常にさめたものを持っているのではないかと一議員として思うわけですが。

また、委員会におきましては、この勤勉手当とは何か、そういう議論もないわけですが。明らかにこの勤勉手当というのは、一時的に基本給の附帯ではございますが、使用者側にとって将来の負担増にならによる基本給の拡大でございます。こういったものも議論を重ねて、果たして正当であるか正当でないのか、今の状況から出していいのか出して悪いのか、また職員の働きによっては、この勤勉給も上げる者下げる者、差別をつけるのか、そういった議論があつて初めてこういった改定はなされるべきではなかったかと、私は考えるわけですが。

そういった意味で、全く上げてはいけないということではありませんが、今の下田市の現況を、周りを見回しますと、職員の給料はもう少し時期をずらした中で考えてもよかつたのではなかったかなと、そういった意味で今回は反対をいたします。

○議長（増田 清君） 次に、賛成意見の発言を許します。

7番。

〔7番 田坂富代君登壇〕

○7番（田坂富代君） 賛成討論いたします。

財政再建の中、職員も一体となってこの財政再建を行っていくんだという、その市長の言葉どおり、職員も今年度7.7%の給与の引き下げを行っています。1億2,000万円にも上るその中で、痛みも十分に感じている中で今回の値上げということです。今回の値上げについては、先ほども委員長申し上げましたように、初任給を中心としたもので、大卒の初任給とし

ては17万6,500円が17万8,500円、実際に7.7%の引き下げ分も勘案した場合は16万9,600円になると。高卒の場合では14万8,500円くらいになってしまうということで、手取りにすると10万円余りということです。決して民間とかけ離れた額ではないというふうに判断しています。

特に、人材を確保するという意味においても、今、若年層がどんどんと下田から離れていく中で、少しでも若い人たちに職場を与えるという意味においても、やむを得ないものとして認めるべきであると判断いたしました。

そういった意味合いで賛成するものです。

○議長（増田 清君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（増田 清君） これをもって討論を終わります。

本案は起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（増田 清君） 起立多数であります。

よって、議第67号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおりこれを決することに決定いたしました。

次に、議第68号 平成19年度下田市一般会計補正予算（第4号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のどおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（増田 清君） 異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（増田 清君） 起立多数であります。

よって、議第68号 平成19年度下田市一般会計補正予算（第4号）は、委員長の報告どおりこれを可決することに決定をいたしました。

次に、議第69号 平成19年度下田市介護保険特別会計補正予算（第2号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（増田 清君） ご異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（増田 清君） 起立多数であります。

よって、議第69号 平成19年度下田市介護保険特別会計補正予算（第2号）は、委員長の報告どおりこれを可決することに決定をいたしました。

次に、議第70号 平成19年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第3号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（増田 清君） ご異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決すること

に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（増田 清君） 起立多数であります。

よって、議第70号 平成19年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、委員長の報告どおりこれを可決することに決定をいたしました。

次に、議第71号 平成19年度下田市水道事業会計補正予算（第3号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長（増田 清君） ご異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（増田 清君） 起立多数であります。

よって、議第71号 平成19年度下田市水道事業会計補正予算（第3号）は、委員長の報告どおりこれを可決することに決定をいたしました。

---

○議長（増田 清君） 以上で、本臨時会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

これをもって平成19年11月下田市議会臨時会を閉会といたします。

ご苦労さまでございました。

午前10時58分閉会